

京都府酒類販売事業者支援金（4～8月分） 募集要項

- <申請期間：支給対象月が令和3年4月、5月、6月分>
令和3年7月16日（金）から9月30日（木）まで
- <申請期間：支給対象月が令和3年7月分>
令和3年8月6日（金）から11月1日（月）まで
- <申請期間：支給対象月が令和3年8月分>
令和3年9月6日（月）から12月1日（水）まで

I 府支援金の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置又はまん延防止等重点措置により、酒類を提供する飲食店等に対し、休業又は酒類の提供停止等を伴う営業時間短縮要請^{※1}がなされたことに伴い、京都府では、前年又は前々年と比べ売上が著しく減少した府内の酒類販売事業者等（酒類製造業者を含む。）に対して、国の月次支援金^{※2}に上乗せして「京都府酒類販売事業者支援金」（以下「府支援金」という。）を支給します。

※1 特別措置法第45条第2項又は第31条の6第1項に基づく要請

※2 令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響で、売上が50%以上減少した中小法人等及び個人事業者等に対する国の支援金

II 対象事業者

京都府内に本社・本店がある中小法人等及び個人事業者等

※ 中小法人等：資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下

III 支給要件

次の要件を全て満たすことが必要です。

- 1 国の月次支援金の給付を受けていること
- 2 酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること
※ 申請日時点で免許に係る事業を行っており、事業の継続・立て直しに向けた取組を行っていること。
- 3 酒類の提供を停止している飲食店（※）と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること
※ ここでいう飲食店とは、令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店のことをいう。

- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

<留意事項>

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している、次に掲げる協力金の支給対象者となっている事業者は、支給対象外です。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（京都市内：令和3年4月5日～4月11日実施分、山城・乙訓地域内：令和3年4月5日～4月24日実施分）
- ・まん延防止等重点措置協力金（京都市内：令和3年4月12日～4月24日実施分）
- ・京都府緊急事態措置協力金【飲食店等への協力金】・【大規模施設等への協力金】
（令和3年4月25日～5月11日実施分、令和3年5月12日～5月31日実施分、令和3年6月1日～6月20日実施分）
- ・まん延防止等重点措置協力金【飲食店等への協力金】・【大規模施設等への協力金】
（京都市内：令和3年6月21日～7月11日実施分）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店等への協力金】
（京都市以外の地域：令和3年6月21日～7月11日実施分）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店等への協力金】
（京都市内：令和3年7月12日～8月1日実施分、京都市以外の地域：令和3年7月12日～7月25日実施分及び令和3年7月26日～8月1日延長分）
- ・まん延防止等重点措置協力金【飲食店等への協力金】
（京都市内：令和3年8月2日～8月19日実施分、山城・乙訓地域の市：令和3年8月17日～8月19日実施分）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店等への協力金】
（山城・乙訓地域の市：令和3年8月2日～8月16日実施分、京都市及び山城・乙訓地域の市以外の地域：令和3年8月2日～8月19日実施分）
- ・要請が令和3年8月20日から開始する飲食店等への協力金 など

IV 支給額

支給対象月（令和3年4月、5月、6月、7月、8月）ごとに、次の金額を上限に売上減少額※から、国の月次支援金の給付額を控除してなお生じる不足分に対して支給します。

ただし、令和3年4月、5月、6月、7月、8月の各月の売上額が、令和元年又は令和2年の同月比で50%以上減少している場合に限ります。

- ※ 売上減少額＝令和元年又は令和2年の基準月の売上－令和3年の対象月の売上
- ・ 基準月とは、令和元年又は令和2年における対象月と同じ月をいいます。
 - ・ 対象月とは、令和3年の4月、5月、6月、7月、8月をいいます。

以下①、②又は③のいずれかに該当するかによって、上限額が異なります。

【①令和3年4月、5月、6月、7月、8月の各月の売上額が、令和元年又は令和2年の同月の売上額から50%以上減少している場合】

- ・ 中小法人等 上限 20万円／月
 - ・ 個人事業者等 上限 10万円／月
- を支給

【②令和3年4月、5月、6月、7月、8月の各月の売上額が、令和元年又は令和2年の同月の売上額から 70%以上減少している場合】

- ・ 中小法人等 上限 40万円／月
 - ・ 個人事業者等 上限 20万円／月
- を支給

【③令和3年7月、8月の売上額が、令和元年又は令和2年の同月の売上額から 90%以上減少している場合】

- ・ 中小法人等 上限 60万円／月
 - ・ 個人事業者等 上限 30万円／月
- を支給

※ 支給例については、P12、P13、P14の「京都府酒類販売事業者支援金の支給例」をご参照ください。

V 申請手続等

1 申請期間

<支給対象月が令和3年4月、5月、6月分>

令和3年7月16日（金）から9月30日（木）まで

<支給対象月が令和3年7月分>

令和3年8月6日（金）から11月1日（月）まで

<支給対象月が令和3年8月分>

令和3年9月6日（月）から12月1日（水）まで

2 申請方法

(1) WEB申請

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/sake.html>

WEB申請を利用いただくことで、次のようなメリットがあります。

- ・申請者による書類の印刷や複写等の準備が不要
- ・24時間いつでも申請が可能

※氏名、所在地、口座情報などの基本情報を入力後、各月（4月分、5月分、6月分、7月分、8月分）の売上額や月次支援金の給付額等を入力いただくこととなります。
なお、各月の申請を分けて行う場合、2回目以降の各月の申請は、「(別表)【申請書類一覧】」のうち、「④履歴事項全部証明書の写し又は本人確認書類の写し」、「⑥酒類製造又は酒類販売業の免許」、「⑦口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し」、「⑧令和2年（2020年）又は令和元年（2019年）の基準月を含む事業年度の確定申告書類の写し」の添付が省略できます。

※WEB申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyotosake@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

(2) 郵送による申請

郵送物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留 京都府酒類販売事業者支援金事務局	下記期限までの消印有効 ＜支給対象月が令和3年4月、5月、6月分＞ 令和3年9月30日（木） ＜支給対象月が令和3年7月分＞ 令和3年11月1日（月） ＜支給対象月が令和3年8月分＞ 令和3年12月1日（水）
--	--

＜郵送申請に当たって＞

- ※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。
- ※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

＜注意事項＞

- ※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。
- ※ WEB申請よりも審査に時間を要するので、支給までの期間が長くなります。できるだけ、WEB申請を御利用ください。

3 申請書類

P9「(別表)【申請書類一覧】」(※)に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、中小法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」について、上記「V 申請手続等 1 申請期間」で定める期間内に、国から月次支援金の給付決定がなされていない等の理由で、提出が難しい場合は、それ以外の申請書類と「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」の代替書類として、「国の月次支援金のマイページ（登録情報（申請ID、電話番号等）が記載されているもの）」の写しを期間内に提出願います。（「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」以外の書類について審査いたします。）
また、国からの給付決定通知書が到着次第、速やかに、「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」を提出願います。「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」の受付をもって、改めて審査いたしますのでご承知おきください。（上記「V 申請手続等 1 申請期間」以降については、WEB申請ができませんので、上記「V 申請手続等 2 申請方法（2）「郵送による申請」に準じて、「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」を郵送してください。）

4 支給決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、府支援金の支給を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を郵送します。

審査の結果、支給要件を満たさず、不支給の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。

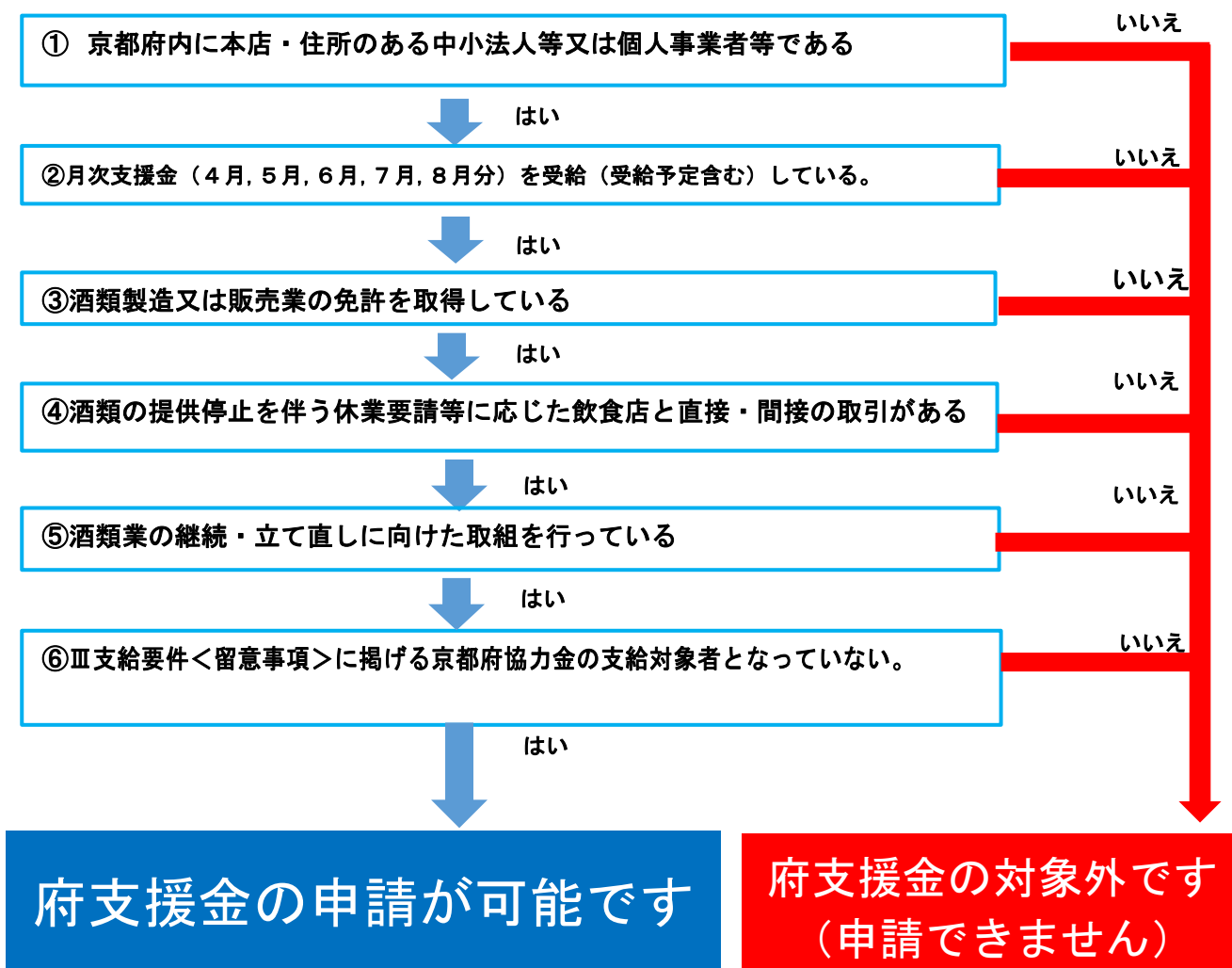
なお、支給に関する通知及び不支給に関する通知の再発行はいたしません。

5 その他

- 府支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は府支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、京都府に府支援金を返還していただきます。
また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 府支援金の申請後又は支給前に支給要件を満たしていないことが判明した場合（国から月次支援金の不支給決定が通知された場合含む）は、様式4により、速やかに申請を取り下げる旨を届け出てください。また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合も、様式5により、速やかにその旨を届け出てください。
- 府支援金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、申請内容に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 提出書類の不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求めます。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、京都府の指定する期間内に解消しなかった時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- 重複受給不可の他の協力金（Ⅲ支給要件＜留意事項＞に掲げる協力金）を受給していないことを確認するため、府支援金の申請に関する情報を、他の協力金の申請にかかる情報と照合することがあります。

- 府支援金の申請書及び提出書類に記載された情報について、府支援金の審査・支給に関する事務に限り、京都府が一部事務委託している事業者と共有する場合があります。
- 府支援金の審査に必要な限度で、府支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供する場合があります。
- 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、府支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することがあります。
- 京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 前5項に掲げる場合を除き、提出いただいた申請書類に記載された情報は、府支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、京都府（事務を委託する事業者を含む。）が補正をすることがあります。
- 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により京都府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が府支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 府支援金の申請内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、7年間大切に保存しておいてください。

【対象・対象外フローチャート】



(別表) 【申請書類一覧】

申請に必要な項目・書類
<p>① 京都府酒類販売事業者支援金申請書（様式1） （申請者の情報、府支援金の振込口座に関する情報、売上額に関する情報など）</p>
<p>② 誓約書（様式2）</p>
<p>③ 取引先等の情報（様式3） 酒類を製造・販売した飲食店等（※1）の情報（※2）を入力してください。 ※1 令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている飲食店 ※2 下記 i 又は ii のとおり、支給対象月毎に入力すること i 飲食店と酒類の直接取引がある場合は、飲食店に関する情報（a 法人または個人事業者名、b 販売場または飲食店名、c 販売場または飲食店の所在地、d 代表者、e 電話番号を入力）を入力 ii 飲食店との酒類の取引が間接的である場合は、卸業者（小売業者）及び飲食店に関する情報（上記 i に同じ）を入力 <u>（注）上記飲食店等と取引していたことがわかる書類（納品書、領収書等）については、後日、調査させていただく場合がありますので、7年間大切に保存しておいてください。</u></p>
<p>④ 履歴事項全部証明書の写し又は本人確認書類の写し 【中小法人等のみ】 提出時から3箇月以内に発行された履歴事項全部証明書 【個人事業者等のみ】 運転免許証、住民票＋パスポート又は保険証等（いずれか一つ） ※ 有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。</p>
<p>⑤ 国の月次支援金の給付決定通知書の写し ※ 宛先（住所、氏名等）、振込のお知らせ（給付金額等）などの情報が記載されている面を全て提出してください。 ※ 「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」について、募集要項「V 申請手続等 1 申請期間」で定める期間内に、国から月次支援金の給付決定がなされていない等の理由で、提出が難しい場合は、それ以外の申請書類と「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」の代替書類として、「国の月次支援金のマイページ（登録情報（申請ID、電話番号等）が記載されているもの）」の写しを期間内に提出願います。（「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」以外の書類について審査いたします。） また、国からの給付決定通知書が到着次第、速やかに、「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」を提出願います。「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」の受付をもって、改めて審査いたしますのでご承知おきください。（上記「V 申請手続等 1 申請期間」以降については、WEB申請ができませんので、上記「V 申請手続等 2 申請方法（2）「郵送による申請」に準じて、「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」を郵送してください。）</p>



⑥ 酒類製造又は酒類販売業の免許

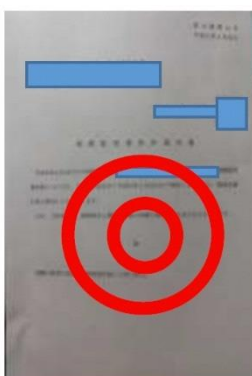
※酒類販売業の免許を、複数の販売場で取得している場合は、令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っている販売場の免許通知書を提出してください。

※紛失等により提供できない場合は、所轄税務署が発行する証明書を提出してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03c/14.htm>

※「酒類販売管理者標識」ではありませんので、お間違えのないようにしてください。

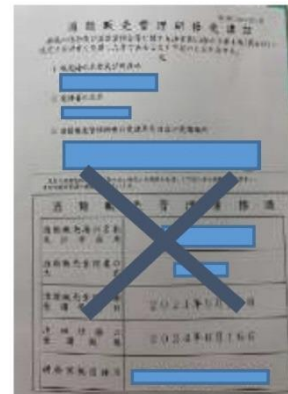
【酒類販売業免許通知書】



証明書【酒類免許】



【管理者標識（不可）】



⑦ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）

⑧ 令和2年（2020年）又は令和元年（2019年）の基準月を含む事業年度の確定申告書類の写し

【中小法人等】

- ・確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書の写し

【個人事業主等】

- ・確定申告書第一表の写し

- ・ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ・ 所得税青色申告決算書の写し（青色申告者のみ）

※ 税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。

※ 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業主の開業・廃業等届出書（写し）又は法人設立届出書（写し）を提出してください。

⑨ 対象月と基準月の売上げが分かるもの（売上台帳等の写し等）

※ 令和3年の対象月（4月、5月、6月、7月、8月）及び令和元年の基準月（4月、5月、6月、7月、8月）又は令和2年の基準月（4月、5月、6月、7月、8月）に係る事業者の全ての売上げが分かる売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。

なお、10月6日以降に申請される場合、令和元年の基準月又は令和2年の基準月に係る事業者の全ての売上げが分かる売上台帳等の写しは、必要に応じて提出していただくこととします。

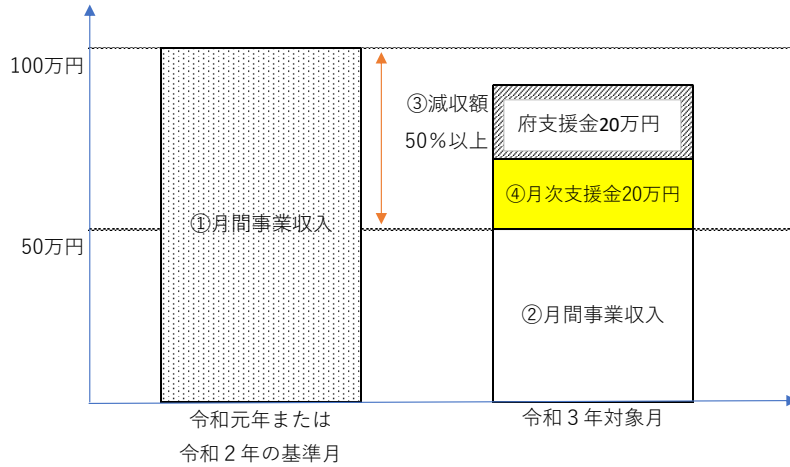
※ 売上台帳等の作成に用いたレジの日計表、会計伝票などの根拠書類は、後日、調査させていただきます場合がありますので、7年間大切に保存しておいてください。

【参考】

京都府酒類販売事業者支援金の支給例

※各支給パターンについて申請者が**法人の場合**の支給例を記載しています。

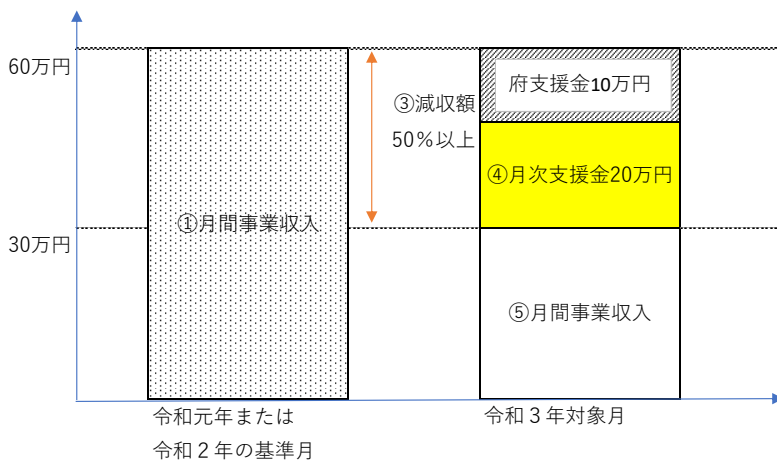
例1) 減収額が基準月の50%以上かつ40万円以上の場合



①基準月の収入	100万円	
②対象月の収入	50万円	
③減収額	50万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	30万円	(③-④)

府支援金20万円

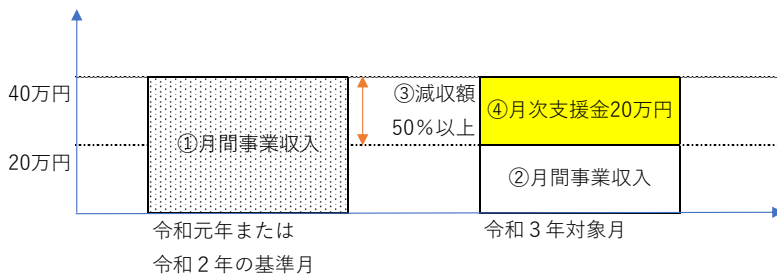
例2) 減収額が基準月の50%以上かつ40万円未満の場合



①基準月の収入	60万円	
②対象月の収入	30万円	
③減収額	30万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	10万円	(③-④)

府支援金10万円

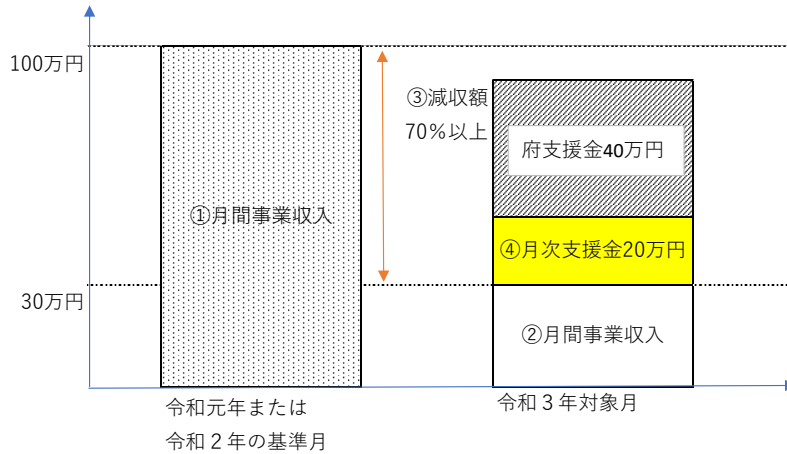
例3) 減収額が基準月の50%以上かつ20万円以下の場合



①基準月の収入	40万円	
②対象月の収入	20万円	
③減収額	20万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	0円	(③-④)

月次支援金で減収額を補填できるため、
府支援金は**対象外**

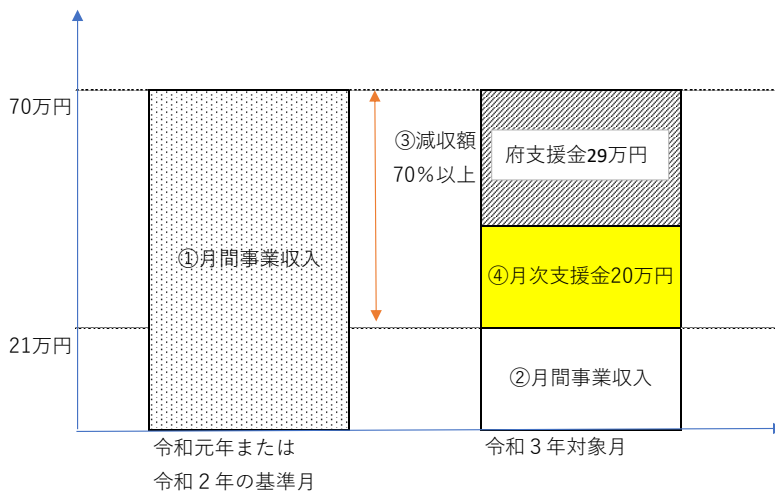
例4) 減収額が基準月の70%以上かつ60万円以上の場合



①基準月の収入	100万円	
②対象月の収入	30万円	
③減収額	70万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	50万円	(③-④)

府支援金：40万円

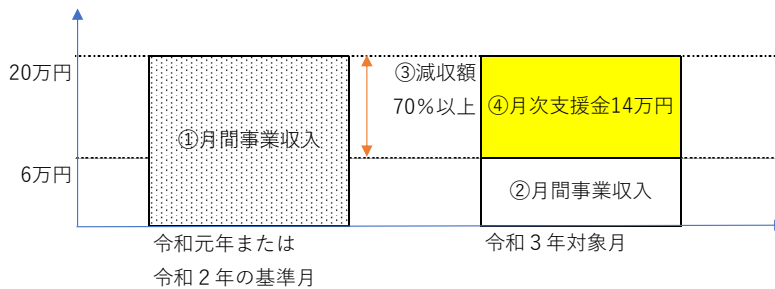
例5) 減収額が基準月の70%以上かつ60万円未満の場合



①基準月の収入	70万円	
②対象月の収入	21万円	
③減収額	49万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	29万円	(③-④)

府支援金：29万円

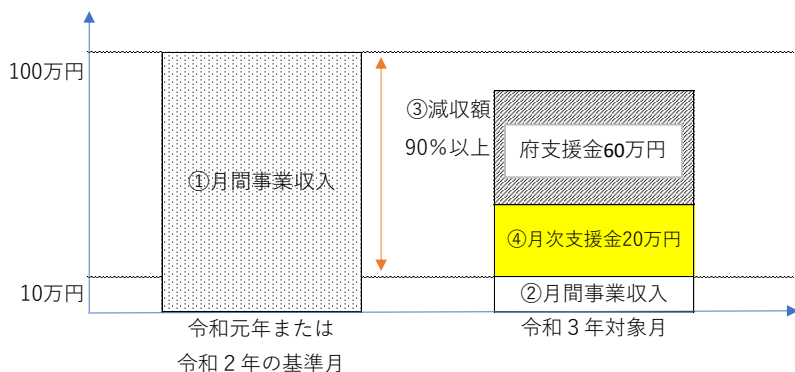
例6) 減収額が基準月の70%以上かつ20万円以下の場合



①基準月の収入	20万円	
②対象月の収入	6万円	
③減収額	14万円	(①-②)
④月次支援金	14万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	0円	(③-④)

月次支援金で減収額を補填できるため、**府支援金は対象外**

例7) 減収額が基準月の90%以上かつ80万円以上の場合

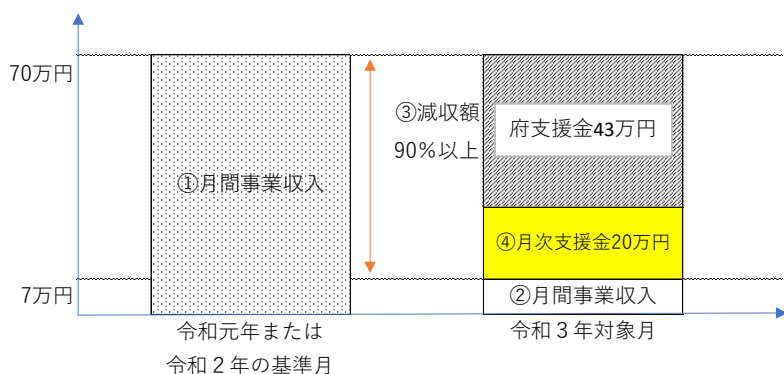


①基準月の収入	100万円	
②対象月の収入	10万円	
③減収額	90万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	70万円	(③-④)



府支援金：60万円

例8) 減収額が基準月の90%以上かつ80万円未満の場合

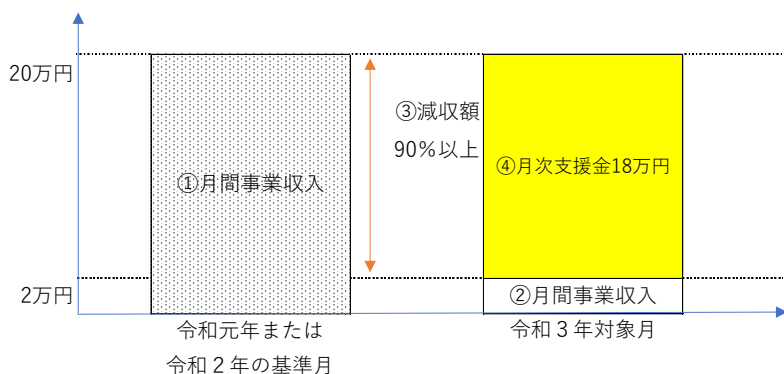


①基準月の収入	70万円	
②対象月の収入	7万円	
③減収額	63万円	(①-②)
④月次支援金	20万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	43万円	(③-④)



府支援金：43万円

例9) 減収額が基準月の90%以上かつ20万円以下の場合



①基準月の収入	20万円	
②対象月の収入	2万円	
③減収額	18万円	(①-②)
④月次支援金	18万円	
⑤月次支援金を受給してもなお不足する金額	0万円	(③-④)



月次支援金で減収額を補填できるため、
府支援金は**対象外**

2. 支援金振込口座に関する情報

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード				
本・支店名		本店 支店	支店コード				
口座種別	1 普通・2 当座						
口座名義 (カタカナで記入)			口座番号 (右詰で記入)				

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号						
	口座種別	1 普通・2 当座					
	通帳記号						
口座名義 (カタカナで記入)							

※振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません。)

【屋号が入る場合の例】〇〇亭 京都太郎 → 〇〇テイ キョウトタロウ

【法人格の省略例】株式会社〇〇産業 → カ) 〇〇サンギョウ

3. 売上額の減少		受付番号		(記載不要)	
		4月	5月	6月	7月
A	令和3年の売上額 (注)	円	円	円	円
B	令和2年の売上額 (注)	円	円	円	円
	令和元年の売上額 (注)	円	円	円	円
C	月次支援金の給付額	円	円	円	円
D	減少率 ※①	%	%	%	%
府支援金の申請額 ※②		円	円	円	円

注：1円単位まで記載してください。

		8月
A	令和3年の売上額 (注)	円
B	令和2年の売上額 (注)	円
	令和元年の売上額 (注)	円
C	月次支援金の給付額	円
D	減少率 ※①	%
府支援金の申請額 ※②		円

注：1円単位まで記載してください。

【算定方法】

① $(B-A) \div B \times 100 = D (\%)$

※ Dの値が50%未満の場合は支援金の対象外です。

② $E (= (B-A) - C)$ の額と下記上限額 (※) を比較して少ない額を記載してください。

※ 令和元年又は令和2年の同月比で売上額が50%以上減少している場合、上限額 20万円/月
 令和元年又は令和2年の同月比で売上額が70%以上減少している場合、上限額 40万円/月
 <7、8月分のみ>

令和元年又は令和2年の同月比で売上額が90%以上減少している場合、上限額 60万円/月

京都府酒類販売事業者支援金 申請書

京都府知事 様

令和 3 年 月 日

「京都府酒類販売事業者支援金」募集要項の内容を了承の上、京都府酒類販売事業者支援金を申請します。
 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

受付
番号

(記載不要)

国の月次支援金の申請番号											
本支援金の申請対象月	<input type="checkbox"/> 令和 3 年 4 月			<input type="checkbox"/> 令和 3 年 5 月			<input type="checkbox"/> 令和 3 年 8 月				
	<input type="checkbox"/> 令和 3 年 6 月			<input type="checkbox"/> 令和 3 年 7 月							
(フリガナ)											
屋号											
主たる事業所の 所在地	〒										
	都・道 府・県						市・区 町・村				
	(区町字名、番地、建物名等)										
代表者情報	氏 名	(フリガナ)									
	住 所	〒									
		都・道 府・県						市・区 町・村			
(区町字名、番地、建物名等)											
生 年 月 日	大正・昭和・平成			年	月	日					
担当者	(氏 名) (担当部署) (昼間連絡可能な電話番号) (メールアドレス)										

2. 支援金振込口座に関する情報

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード				
本・支店名		本店 支店	支店コード				
口座種別	1 普通・2 当座						
口座名義 (カタカナで記入)		口座番号 (右詰で記入)					

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号						
	口座種別	1 普通・2 当座					
	通帳記号						
口座名義 (カタカナで記入)							

※振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)などの写しを添付してください。

※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません。)

【屋号が入る場合の例】〇〇亭 京都太郎 → 〇〇テイ キョウトタロウ

【法人格の省略例】株式会社〇〇産業 → カ) 〇〇サンギョウ

3. 売上額の減少		受付番号		(記載不要)	
		4月	5月	6月	7月
A	令和3年の売上額 (注)	円	円	円	円
B	令和2年の売上額 (注)	円	円	円	円
	令和元年の売上額 (注)	円	円	円	円
C	月次支援金の給付額	円	円	円	円
D	減少率 ※①	%	%	%	%
府支援金の申請額 ※②		円	円	円	円

注：1円単位まで記載してください。

		8月
A	令和3年の売上額 (注)	円
B	令和2年の売上額 (注)	円
	令和元年の売上額 (注)	円
C	月次支援金の給付額	円
D	減少率 ※①	%
府支援金の申請額 ※②		円

注：1円単位まで記載してください。

【算定方法】

① $(B-A) \div B \times 100 = D (\%)$

※ Dの値が50%未満の場合は支援金の対象外です。

② $E (= (B-A) - C)$ の額と下記上限額 (※) を比較して少ない額を記載してください。

※ 令和元年又は令和2年の同月比で売上額が50%以上減少している場合、上限額 10万円/月
 令和元年又は令和2年の同月比で売上額が70%以上減少している場合、上限額 20万円/月
 <7、8月分のみ>

令和元年又は令和2年の同月比で売上額が90%以上減少している場合、上限額 30万円/月

誓 約 書

私は、京都府酒類販売事業者支援金（以下「府支援金」という。）を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・府支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、府支援金を返還します。
- ・京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。申請内容の不備等が、京都府が指定する期限までに解消されなかったときは、当該申請を取り下げます。
- ・府支援金の申請後、支給前に支給要件を満たしていないことが判明した場合（国から月次支援金の不支給決定が通知された場合を含む。）は、速やかに申請を取り下げます。また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合も、速やかにその旨を届け出ます。
- ・府支援金の申請書及び提出書類に記載された情報について、府支援金の審査・支給に関する事務に限り、京都府が一部事務委託している事業者と共有されることに同意します。
- ・府支援金の審査に必要な限度で、府支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供されることに同意します。
- ・他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、府支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供されることに同意します。
- ・京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・府支援金の申請内容を確認するための調査に応じるとともに、府の調査に応じることができるよう、申請書類のほか根拠書類についても適切に保存いたします。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は個人自宅住所

法人名（法人のみ）

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

※法人の代表者又は個人事業者が自署してください（法人の場合は、代表者印の押印でも可）。

◆支援情報に関するお知らせについて（意向確認）

京都府や他の行政機関等から支援情報（補助金等の情報）を送付することを希望しますか。希望される場合は、関係部署から支援情報を周知したい旨の依頼があった際に、支援情報の送付に必要な情報を共有させていただきます。

なお、希望しない場合であっても、本支援金の審査に影響はありません。

希望する（関係部署に対して、支援情報の送付に必要な情報を共有することに同意する）

希望しない

取引先等の情報

飲食店に酒類を納入している販売場等の情報及び取引先の情報を入力してください。

法人名又は個人事業者名	
1. 販売場等情報（飲食店等と直接・間接の取引がある販売場を記入してください。）	
名称	(フリガナ)
所在地	
免許の種別	<input type="checkbox"/> 酒類製造免許 <input type="checkbox"/> 酒類販売業免許

2. 取引のある飲食店（※）等の情報（上記販売場の主な取引先）

※ここでいう飲食店とは、令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店のことをいいます。

- (1) 飲食店と酒類の直接取引がある場合（申請事業者⇒飲食店）
支給対象月毎に下記①に当該飲食店に関する情報を記載してください。
- (2) 飲食店との酒類の取引が間接的である場合（申請事業者⇒卸業者⇒（小売業者）⇒飲食店）
支給対象月毎に、下記③に飲食店に関する情報を記入し、それまでに経由する事業者の情報を①②に記入してください。

<支給対象月：4月>

取引先情報①	法人または個人事業者名	
	販売場または飲食店名	
	販売場または飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報②	法人または個人事業者名	
	販売場または飲食店名	
	販売場または飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報③	法人または個人事業者名	
	販売場または飲食店名	
	販売場または飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	

<支給対象月：5月>

取引先情報①	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報②	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報③	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	

<支給対象月：6月>

取引先情報①	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報②	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報③	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	

<支給対象月：7月>

取引先情報①	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報②	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報③	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	

<支給対象月：8月>

取引先情報①	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報②	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	
取引先情報③	法人または 個人事業者名	
	販売場または 飲食店名	
	販売場または 飲食店の所在地	
	代表者	
	電話番号	

令和 年 月 日

京 都 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代 表 者
(受付番号)

京都府酒類販売事業者支援金申請取下書

(当社・私) が申請した京都府酒類販売事業者支援金 (月分) の申請を取り下げます。

令和 年 月 日

京 都 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代 表 者
(受付番号)

京都府酒類販売事業者支援金支給要件欠如届出書

年 月 日に支給があった京都府酒類販売事業者支援金（ 月分）について、
支給の要件を満たさなくなったため、届け出ます。

記

- 1 支給の要件を満たさなくなった事実の発生日
- 2 支給の要件を満たさなくなった理由

※ 支給の要件を満たさなくなった理由については、その事実を証する書類があれば添付すること。

■よくある質問と回答

質問項目	回答
京都府以外の店舗も含め、複数店舗を有しています。また、酒類販売以外の事業もあるのですが、月間の売上をどう申請すればよいですか。	府支援金は、店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で支給します。他の都道府県の店舗を含むすべての店舗かつ酒類販売業以外の他の事業を含むすべての事業の売上で申請してください。
令和3年4月の売上は、前々年（令和元年）又は前年（令和2年）の同月との比較で50%以上の減少となっています。令和3年5月の売上は、前々年、前年ともに50%以上の減少となっておりません。その場合の府支援金はどうなりますか。	府支援金は、対象月（令和3年4月、5月、6月、7月、8月）の各月において、基準年（前々年又は前年の同月）と比較し、売上が50%以上減少していることが要件となっています。本件については、4月分のみが府支援金の対象となります。
酒類販売業免許（酒類製造業免許）を紛失しているのですが、どうすればよいですか。	酒類の製造免許又は販売業免許通知書は再発行されませんので、所管税務署において、証明書の交付を受け、写しを提出してください。詳しくは、所管の税務署にお尋ねください。なお、酒類販売管理者標識は使用できませんので、ご注意ください。
取引先の飲食店は府外でもよいのか。	令和3年4月以降、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との取引であれば、府外の飲食店でも対象になります。
事業所は京都府内にあるのですが、本店（住所）の所在地は他都道府県にあり、京都府内にありません。この場合、府支援金は支給されますか。	府支援金については、京都府内に本店（中小法人等の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、京都府外に本店や住所がある事業者は支給対象外になります。
コロナ不況により経営が成り立たないため廃業した又は廃業予定ですが、その場合でも支援金は受け取れますか。	府支援金は、緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業等により、経営の継続が難しくなっている酒類販売事業者の事業の継続、立て直しに向けた取り組みを支援するものであり、廃業された（廃業予定）事業者はお受け取りいただけません。
令和3年4月～8月の各月の売上は、前々年（令和元年）又は前年（令和2年）の同月との比較で90%以上の減少となっています。その場合の府支援金はどうなりますか。	基準年（前々年又は前年の同月）と比較し、各月とも70%以上の売上減少となっているため、4月、5月、6月分の支援金は、中小法人等は上限40万円/月、個人事業者等は上限20万円/月が支給されます。 なお、7月、8月分については、同90%以上の売上減少となっている方への支援金の上限額を拡大したため、中小法人等は上限60万円/月、個人事業者等は上限30万円/月が支給されます。

■ 府支援金の申請等に関する
お問い合わせ先

京都府酒類販売事業者支援金コールセンター

〔開設時間〕

午前9時から午後5時まで

(平日のみ)

〔電話番号〕 075-253-6046